



平 31 消 防 保 安 第 415 号
令和元年(2019年)7月29日

一般社団法人山口県LPガス協会長 様

山 口 県 総 務 部 長



高圧ガス保安法の遵守について（通知）

高圧ガスの保安対策の推進につきましては、平素から格別の御尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、この度、下関市内にある高圧ガス製造事業所において、高圧ガス事故の発生に際し、高圧ガス保安法（以下、「法」という。）第26条に規定された危害予防規程に基づく適切な対応がなされず、法第36条第2項及び第63条第1項による届出等が行われていなかった事案が明らかとなりました。

高圧ガスによる災害の防止は、法の規制の下、自主保安活動を促進することで達成されるものであり、企業の法令遵守が強く求められるにもかかわらず、自らが定めた危害予防規程が遵守されず、基本的な手続きに違反行為があったことから、県内の高圧ガス製造事業所に対し、高圧ガス保安法の遵守について、別紙（写）のとおり要請しました。

つきましては、貴協会におかれましても、保安防災部会等の活動を通じ、会員事業所に対する指導方について、よろしく申し上げます。

消 防 保 安 課
産 業 保 安 班
TEL 083-933-2374



平 31 消防保安第 415 号
令和元年(2019年)7月29日

高圧ガス製造事業所長 様

山 口 県 総 務 部 長



高圧ガス保安法の遵守について（要請）

高圧ガスの保安対策の推進につきましては、平素から格別の御尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、この度、下関市内にある高圧ガス製造事業所において、高圧ガス事故の発生に際し、高圧ガス保安法（以下、「法」という。）第26条に規定された危害予防規程に基づく適切な対応がなされず、法第36条第2項及び第63条第1項による届出等が行われていなかった事案が明らかとなりました。

高圧ガスによる災害の防止は、法の規制の下、自主保安活動を促進することで達成されるものであり、企業の法令遵守が強く求められるにもかかわらず、自らが定めた危害予防規程が遵守されず、基本的な手続きに違反行為があったことは、誠に遺憾であります。

つきましては、各事業所におかれても下記事項に留意し、法令遵守の徹底と、類似事案の発生防止に万全を期されるよう要請します。

記

1 法令遵守の徹底

高圧ガス保安法には、工事時に行う手続きはもとより、災害の防止のための諸規定が定められており、法の理解の促進を図るため、施設の運転や工事に関わる者のみならず、役職者を含む全関係者に法令教育の機会を設けるなど、法令遵守の徹底を図ること。

2 危害予防規程の確実な実行

危害予防規程は、事業者自らが法の基準等を事業所の実態に即して具体化し、作成したものであることを十分認識し、規程を確実に実行することにより、事故防止に万全を期すること。

3 事故防止に向けた取組の強化

高圧ガスを取り扱う者は、高圧ガスの特性から、公共の安全を脅かす事故が発生する可能性のあることを強く意識するとともに、関係者それぞれが自主保安を担う立場であることを常に自覚し、事故防止に向けた取組を推進すること。

消 防 保 安 課
産 業 保 安 班
TEL 083-933-2374